

法人の名称： \_\_\_\_\_

## 共同事業体構成書

(令和 年 月 日現在)

ふりがな 《代表団体名》		《設立年月日》
《代表者氏名》	《従業員数》	
《主な官公庁への登録業種及び登録年度》		
《図書館の運営・管理実績》※様式6を添付してください。		

ふりがな 《代表団体名》		《設立年月日》
《代表者氏名》	《従業員数》	
《主な官公庁への登録業種及び登録年度》		
《図書館の運営・管理実績》※様式6を添付してください。		

ふりがな 《代表団体名》		《設立年月日》
《代表者氏名》	《従業員数》	
《主な官公庁への登録業種及び登録年度》		
《図書館の運営・管理実績》※様式6を添付してください。		

※記入欄が足りない場合は、必要に応じて、追加印刷のうえ提出してください。

( / )

## 共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

(あて先)

港区教育委員会

(申請者：共同事業体の代表団体)

共同事業体名

所在地

団体名

代表者氏名

㊞

港区立みなと図書館の指定管理者の公募に参加するため、同公募要項に基づき、共同事業体を結成し、港区教育委員会との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該施設の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行等に関して詳細な協定を取り交わしたうえで、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
同事務所所在地	
共同事業体の代表団体（受任者）	共同事業体の構成団体（委任者）
所在地	所在地
団体名	団体名
代表者氏名 ㊞	代表者氏名 ㊞
共同事業体の構成団体（委任者）	共同事業体の構成団体（委任者）
所在地	所在地
団体名	団体名
代表者氏名 ㊞	代表者氏名 ㊞
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3ヶ月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が当該施設の指定管理者とならなかった場合は直ちに解散します。また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に区の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 区との指定管理に係る協定締結に関する件 3 指定管理委託料等の請求受領に関する件 4 その他本指定管理に係る契約に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡いたしません。 2 本協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

令和 年 月 日

(あて先) 港区教育委員会

申請者 <共同事業体の構成団体>  
共同事業体名

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名 ㊞

## 宣誓書

下記の事項について虚偽の申請ではありません。

## 記

港区立みなと図書館指定管理者公募要項「Ⅲ－１公募の手續・手順」の項目中(1)  
アからオの申請者の資格に該当し、同(1)カに該当する項目はありません。

## (1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからカの全てに該当する者

- ア 公立図書館施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者
- イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者
- ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とする。
- エ 公立図書館事業、及びこれに類する事業運営を行なっている事業者であること。
- オ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかにある法人又はその他の団体であること。
- カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項(同項を準用する場合を含む。)の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (イ) 法律行為を行う能力を有しない者
- (ウ) 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者
- (エ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者
- (オ) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者
- (カ) 国税又は地方税を滞納している者
- (キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し(法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。)を受けてから2年間が経過していない者
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

## 安定運営の取組み

指定期間中、グループ内で安定して運営していくために必要と考える取組みについて各項目を記入してください。

- ①業務実施時におけるグループ内での意思決定の方法について
- ②グループ内でのリスク分担についての基本的な考え方について
- ③指定期間中に運転資金が不足することが想定される事項と、その場合のグループ内での対処方法

※ 本様式には、概要を1～2枚で記入してください。